

事業者排出量削減計画書 **新規** ・ 変更

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	京都信用金庫 理事長 桑田 猛					
事業者の主たる業種	金融業（信用金庫）					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年4月～平成23年3月					
基本方針	平成19年度を基準に平成23年度の温室効果ガス排出量を3.6%以上削減する。					
推進体制	ECO（エコ）推進プロジェクトチームによる、平成20年度以降の具体的なCO ₂ 排出量に向けての計画を策定し、全店（社）実施を図る。					
	環境マネジメントシステム名称					
	適用範囲					
取得年月日						
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	平成20年度	全店舗・全施設	・ウォームビズ・クールビズの全店展開			
	平成21年度		・空調設備の消費電力削減制御装置増設			
	平成22年度		・LED看板・照明の増設			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （23）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	4,433 t	4,273 t	-3.6 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 4,433 t	*2 4,273 t	-3.6 %		
	目標設定の考え方	全信協（業界団体）の5年先の削減目標が△6%であることから、短年度△1.2%×3年=△3.6%の計画とした。全体CO ₂ 総排出量の約89%を電力消費が占めており、電力削減をベースに今後おける啓発活動（ソフト面）ならびに設備再考（ハード面）から策定した。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	全建物	二酸化炭素換算 延床面積	0.051 t-CO ₂ /m ²	0.049 t-CO ₂ /m ²	-3.9 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方						
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等		（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）		基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）		
		*1 4,433 t	(*2)-(*3) 4273 t	-3.6 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> 顧客向けのエコタイムテーブル（当金庫オリジナル）普及 「緑の募金」活動 京都市が呼び掛けるライトダウンキャンペーンに参加する。 					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 全店舗（本部・営業店）毎月1回「エコの日」を制定。 本店ビル受電設備省力化（装置のコンパクト化） 					

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。